



# お知らせカレンダー

No. 1835 【 12月25日 発行 】



令和7年12月29日 ~ 令和8年1月11日

編集・発行 総務企画課



世帯数 2,645 世帯  
人口 4,949 人  
男: 2,426 人  
女: 2,523 人

(令和7年11月30日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
29	月	年末年始休暇			
30	火	年末年始休暇			
31	水	年末年始休暇			



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(木)	年末年始休暇			
2	(金)	年末年始休暇 二十歳のつどい	11:00~	砂美地来館	教育委員会
3	(土)	年末年始休暇			
4	(日)	年末年始休暇			
5	(月)	安全祈願祭 新春書き初め大会	8:30~ 14:00~15:30	役場前駐車場 多目的ホール	総務企画課 学務課
6	(火)				
7	(水)				
8	(木)	3学期始業式(小・中・高)			
9	(金)				
10	(土)				
11	(日)	消防出初式	15:00~17:00	役場前駐車場	総務企画課

## 自治公民館年賀式(新年式)について(ご案内)

日時: 令和8年1月1日(木) 10:00~  
(※立長集落は11:00~)

場所: 各自治公民館

新しい年が皆さまにとって実り多く、輝かしい一年となりますように。自治公民館長一同。

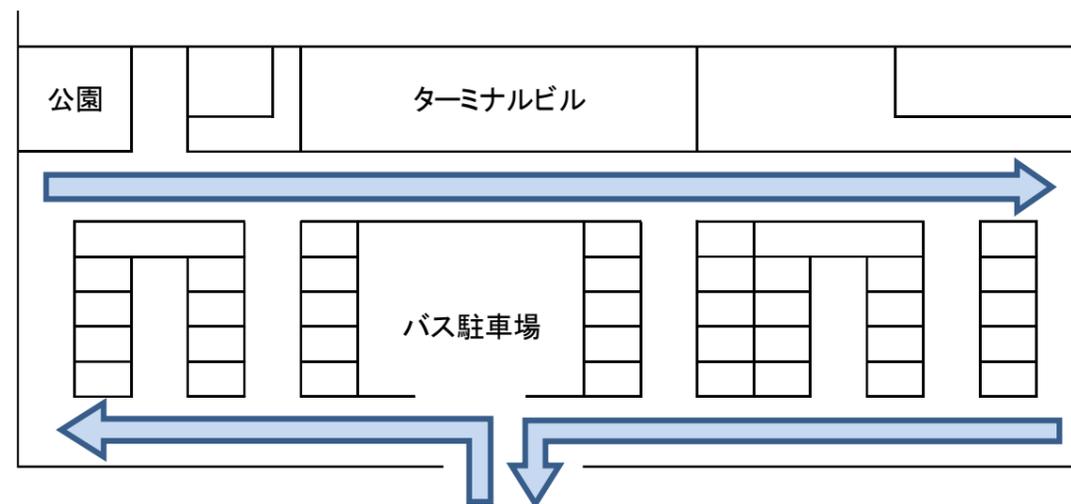


## 年末年始シーズンの空港利用について



◆送迎でご来場の際は、**乗り合わせ**にご協力下さい。  
例年、駐車スペースが不足し、このままでは緊急車両の通行に支障が生じます。  
**島外へ行かれる方は、臨時駐車場**をご利用ください。  
※空港内駐車場は夜間駐車禁止となっております。

◆事故防止のため、駐車場は**時計回りの一方通行**で、**徐行運転**をお願いします。  
また、**駐車禁止を示した場所**への駐車はおやめ下さい。



町民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

■お問い合わせ先■ 与論空港管理事務所 電話 0997-97-3465

## フェリーの乗船手続きについて

年末年始に伴い、12/25~1/4まで乗船手続きは以下の内容とさせていただきます。

上り便 10時30分~11時30分まで

下り便 12時30分~13時30分まで

この期間内は供利港待合所のみでのお手続きになります。  
(寄港地変更で茶花港になる場合もあります。)

\* 有人車・無人車・原付・自動二輪車・自転車は予約制です。  
(当日空きがあれば乗船できますが、制限があるときはお断りすることもあります。)

\* 繁忙期につき、予約されていない方はご乗船できない場合があります。

ご乗船に関する問合せは、各代理店へ確認して下さい。

マルエーフェリー(株) 与論代理店 (有)有村運送店 0997-97-3251  
マリックスライン(株) 与論代理店 (株)龍野運送店 0997-97-3151

## 昇龍苑からのお知らせ

———年末年始の火葬業務について———

- ・ 今年の業務は令和7年12月31日（水）の午前中までとなります。
  - ・ 令和8年1月1日（木）は休館日となります。
  - ・ 令和8年1月2日（金）からは通常通りの業務となります。
- 町民の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

お問い合わせ先  
与論町役場 町民生活課 TEL97-4930  
昇龍苑管理者 TEL080-8573-5623

### 事業者（所）の皆様へ 令和7年分賃金等の支払い額の報告について（お願い）

令和7年中に給与等（給与、賞与、パート・アルバイト含む）の支払いをした事業所又は個人事業主の方は、令和8年度の課税資料として賃金等の給与支払報告書の提出をお願いします。

1. 提出内容 : 支払をした従業員等の住所、氏名、電話番号、支払った金額
  2. 対象期間 : 令和7年1月1日～令和7年12月31日  
(上記期間において、事業者(所)から支払いをした金額)
  3. 様式 : 特に指定しません
  4. 提出先 : 給与等受給者が、令和8年1月1日現在において住所のある市町村
  5. 提出期限 : 令和8年1月30日（金）※早期提出にご協力をお願いいたします。
- お問い合わせ先 与論町役場税務課 TEL0997-97-3133

\* 給与特徴分と普通徴収分を分けて提出をお願いします。

## 令和8年消防出初式



日時: 令和8年1月11日（日） 午後3時～5時

場所: 与論町役場庁舎前駐車場 ※雨天時は茶花小学校体育館

\* 駐車場は、与論町役場下の駐車場をご利用ください。

## 工事に伴う車両通行止め規制のお知らせについて

### 工事のお知らせ

県道(中央通り)と銀座通りの交差点で道路掘削工事を行うため、  
作業期間中は**県道(中央通り)⇄銀座通りの通り抜けが  
できなくなります。**

約2週間程度、車両の通行は迂回をお願いします。



### 工事作業期間 ※交差点通行止め期間

**2026年1月7日(水)～2026年1月23日(金)頃まで**

天候などにもよりますが、約2週間程度を予定しております。

### 道路規制について

県道⇄銀座通りは通り抜けできませんが、県道自体は通行可能です。  
ただし、**信号機を設置しての片側交互通行規制を行います。**  
車道の幅が一部狭くなるため、車両の通行は混雑が予想されます。  
お急ぎの方や大型車両はなるべく迂回をお願い致します。  
大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

### 工事会社

西部電気工業(株) 担当者:古賀(こが) 連絡先:080-3960-6309

## 与論町堆肥センター及びゆんぬ敷料化ラブセンターからのお知らせ

年末年始は下記のとおり休業致します。町民の皆様の御理解、御協力をお願い致します。

### 与論町堆肥センター休業日

令和7年12月27日(土)～令和8年1月4日(日)

### ゆんぬ敷料化ラブセンター休業日

令和7年12月27日(土)・28日(日)、30日(火)～令和8年1月4日(日)

※令和7年12月29日(月) 9:00～16:30まで受入のみ行ないます。

※お願い

回収生糞に紐やロープ、石などの異物が混入しているケースが拝見されます。堆肥センターの機材故障の原因となりますので異物が混入しないよう生産農家皆様の御理解御協力をお願い致します。



【お問い合わせ】

与論町役場 産業課

TEL：0997-97-4924

## 令和7年度 与論町堆肥センター会計年度任用職員募集

与論町堆肥センターでは、令和7年度会計年度任用職員を募集しています。

応募期限：令和8年1月23日(金)午後5時(必着)

※面接の日程は、募集締切後に応募者へ通知いたします。

### 【募集概要】

募集人員 堆肥センター作業員 若干名

※概ね65歳未満、車両系建設機械(整地)及び大型特殊免許取得者優遇

勤務日及び 月曜日～金曜日

(休日：土、日・祝祭日、1月1日から同月3日、12月28日から同月31日)

勤務時間 8時30分～17時00分

※詳細は与論町ホームページをご確認いただくか、役場総務企画課までお越しください。

※募集要項・応募書類は、与論町ホームページからダウンロードできるほか、役場総務企画課でもお配りしています。

【お問い合わせ・連絡先】 役場総務企画課 人事担当 電話：0997-97-3111

## 与論町産業課・植物防疫所より 年末年始に島内外に出入りされる町民・旅行客の皆様へ

年末年始は帰省や訪問などにより、人や物の移動が増える時期です。

この時期に、病害虫が付着した作物や苗木が地域外から持ち込まれることにより病害虫が侵入・まん延するおそれがありますので、本町を含む奄美群島の農作物と地域の農業を守るため、以下の規制作物の持ち込み防止について、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

下記の品目については島内外への持込・持出が制限されております。

・サツマイモ(つる、葉部分も×。)

・エンサイ(空心菜)・アサガオ、ヒルガオ類

・かんきつ類の苗木、枝葉全般(果実はOKです!)

※病害虫が目に見えなくても、付着・混入している場合があります。

次のような行為は病害虫侵入の原因となることがあります。

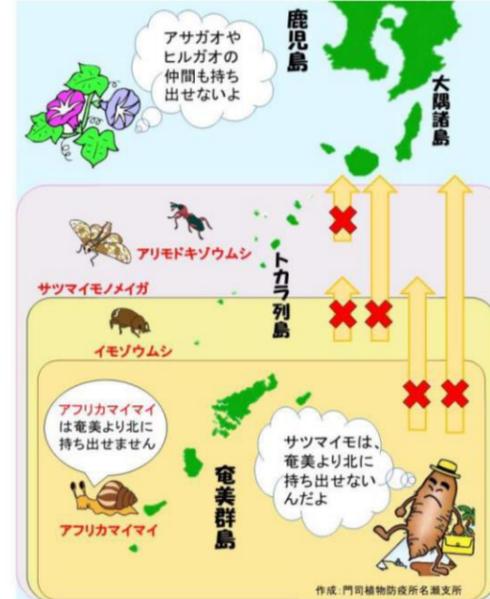
・帰省や訪問時に地域外か苗・つる・鉢植え等を持参すること

・知人、親族から作物や苗木を譲り受けること

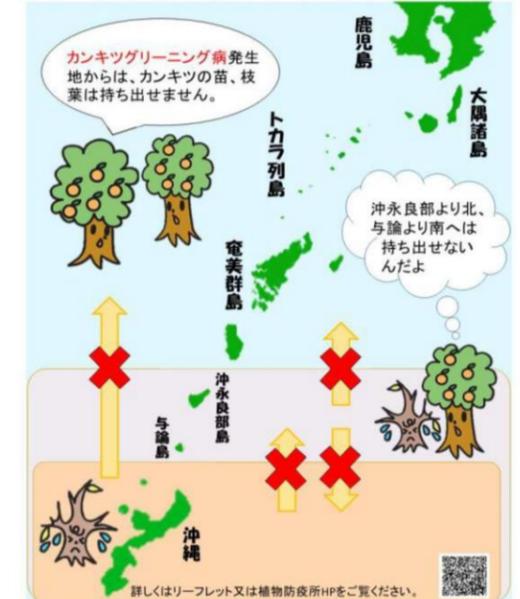
※ご不明な点、心配な事例があった場合は関係機関へご相談ください。



### イモ類持込・持出制限範囲



### かんきつ類持込・持出制限範囲



一人ひとりの心がけが、地域全体の病害虫被害防止につながります。  
皆さまのご理解とご協力を、よろしくをお願いいたします。

門司植物防疫所 名瀬支所  
TEL:0997-52-0459

与論町役場産業課担当：大城  
TEL:0997-97-4924

## 令和7年度 与論町役場会計年度任用職員募集

与論町役場では、下記の部署にて令和7年度会計年度任用職員を募集しています。

**応募期限:募集については採用予定人員が確保されるまで**

**随時受け付けております。**

**※面接の日程は、応募者へ通知いたします。**

### 各課募集概要

#### (1)こども未来課:与論こども園

①保育士 若干名

※①保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者  
パート可(要相談)

#### (2)こども未来課:茶花こども園

①保育士 ②保育士補助 ③栄養士/調理師 ④調理師補助 若干名

※①については、保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者

②・④については、必要な資格要件なし

③については、栄養士又は調理師資格免許を所持している者

#### (3)こども未来課:児童発達支援センター

①保育士 ②保育士補助 ③作業療法士 若干名

※①については、保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者

②については、必要な資格要件なし

③については、作業療法士の資格免許を所持している者

#### (4)こども未来課:子ども第三の居場所(仮称)

①特別支援教育支援員 若干名 ※令和8年3月1日採用

※①については、必要な資格要件なし

教員免許、保育士、作業療法士、栄養士/調理師等の資格免許を所持している者優遇

※詳細は与論町ホームページをご確認頂くか、役場総務企画課までお越しください。

※募集要項・応募書類は、与論町ホームページからダウンロードできるほか、役場総務企画課でもお配りしています。

一緒に働きませんか！



【お問い合わせ・連絡先】  
役場総務企画課 人事担当  
電話:0997-97-3111

## 令和7年度一般コミュニティ助成事業の報告

一般財団法人 自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とするコミュニティ助成事業を実施しています。

この事業により、古里自治公民館は下記の備品を宝くじの助成金で整備しました。



- ・2人乗りブランコ
- ・壁掛けエアコン（室内機、室外機）
- ・ロイヤルパワーテント
- ・水注入式ベストウエイト（テント用の重り）
- ・イス用台車 1段縦積
- ・クーラーボックス 66L
- ・クーラーボックス 156L
- ・三菱 冷蔵庫
- ・ガーデンベンチ
- ・業務用電動 かき氷機
- ・投影両面ホワイトボード など



担当：役場総務企画課（97-3111）

今後、地域のコミュニティ活動の推進に活用されます。

# 保育の仕事に就きたいあなたの

## お手伝いをさせていただきます!

鹿児島県では、保育の職場で働きたい方の就職をサポートするため、「鹿児島県保育士・保育所支援センター」を設置しました。



### 「鹿児島県保育士・保育所支援センター」とは?

鹿児島県保育士・保育所支援センターは、専任の保育士就業支援員が、県内の保育施設の求人情報の提供や就職相談を行う無料の職業紹介所です。保育の仕事をお探しの方や就職に関する不安や悩みをお持ちの方は、ぜひ1度私たちにご相談ください!



お問い合わせ

鹿児島県保育士・  
保育所支援センター

鹿児島市鴨池2丁目30番8号(県老人福祉会館2階)

☎ 099-813-8015

MAIL: kenshien@cap.ocn.ne.jp

URL: <https://www.kagoshima-hoiku.com/center/>



公式ホームページ

# こども誰でも通園制度

## 令和8年4月1日から

## こども誰でも通園制度が始まります!

こども誰でも通園制度は、令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体において実施される制度です。

### ●こども誰でも通園制度の対象者は?

こども園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象です。

### ●こども誰でも通園制度の利用方法は?

月10時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用が可能です。

### ●一時保育とはどう違うの?

一時保育には、就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、こども誰でも通園制度では利用の理由は問いません。

こども誰でも通園制度は、こどもが家庭だけでは得られない経験を通して成長できるよう、こどもの育ちを応援するための制度です。



【問合せ先】与論町役場 こども未来課 担当 福永

TEL 0997-97-2792

## 新 与論町民生委員・児童委員について(お知らせ)

この度、民生委員・児童委員の一斉改選により、令和7年12月1日から3年間、次の方々に、厚生労働大臣並びに県知事から委嘱され着任されました。

民生委員・児童委員は、地域の方々の生活に関する相談に応じ、各機関とのつなぎ役として助言その他の援助を行います。お困りごとや気になることがございましたら、お気軽にご相談ください。

＜問合せ 代表連絡先 97-5042（事務局：社会福祉協議会）＞

※ 個人のご連絡先については事務局へお問い合わせください。

	担当集落	氏名	備考		担当集落	氏名	備考
1	茶花北※	よしだ りゅうじろう 吉田 隆治郎	新任	7	西区	さこう ひろたか 酒匂 浩隆	新任
2	茶花中※	まち ただこ 町 禎子		8	東区	かたおか ひろみ 片岡 博美	
3	茶花南※	かわかみ よしひさ 川上 嘉久	新任	9	古里	たけした みつこ 竹下 美津子	
4	立長	でむら まさよ 出村 雅代	新任	10	那間	まちもと かずよし 町本 和義	新任
5	城	よしひ みつひで 吉井 満秀	新任	11	叶	まちだ ウメ 町田	新任
6	朝戸	いちもと みわこ 市元 美和子	新任	12		かわばた こずえ 川畑 こず枝	主任児童委員
				13		いけだ つよし 池田 剛	主任児童委員

※茶花北：品覇（東・西）、田仁、宇和寺（北・南）、長当（北・東）、長当、喜心統、伊前、東中野、中野、東、野崎道（北・南）、基住宅、よろん園、谷山アパート、県営住宅、山下アパート、阿野アパート

※茶花中：西赤佐、東赤佐、西金久、東金久（A・B）、前田布、与毛田（A・B）、中、白鳥、南、児玉コーポ

※茶花南：源手名、幸名波（東・西）、西、黄金、中尾、千鳥、竹之花、兼母

一斉改選に伴い今期着任された民生委員・児童委員の皆さん



（お問合せ先：役場 町民生活課 光・山 97-4930）

## 名瀬審査事務室開庁予定日（令和8年）

福岡出入国在留管理局鹿児島出張所

開設時間	第1日目 14:00～17:30	第2日目 9:00～12:00	備考
1月	13日（火）	14日（水）	火・水変更
2月	16日（月）	17日（火）	
3月	9日（月）	10日（火）	
4月	13日（月）	14日（火）	
5月	11日（月）	12日（火）	
6月	8日（月）	9日（火）	
7月	6日（月）	7日（火）	
8月	17日（月）	18日（火）	
9月	14日（月）	15日（火）	火・水変更
10月	13日（火）	14日（水）	火・水変更
11月	9日（月）	10日（火）	
12月	7日（月）	8日（火）	

（注意事項）

1. 天候の影響等により、開庁日や開庁時間が急きょ変更となる場合がありますのでご了承ください。
2. 各種申請手続や必要書類等についてのお問い合わせは、下記照会先までご連絡ください。
3. 在留期限日を過ぎないように、申請には余裕を持ってお越しください。  
（※更新申請は、在留期限の満了するおおむね3か月前から可能です。）

### 【福岡出入国在留管理局鹿児島出張所 名瀬審査事務室】

所在地：奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬地方合同庁舎4階

※電話は設置されておりません。

※令和3年4月から庁舎が移転しましたのでご注意ください。

（照会先）福岡出入国在留管理局鹿児島出張所

〒892-0812

鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎3階

電話番号：099-222-5658

受付時間：午前9時00分～午後5時00分（土、日、祝日を除く）

## 事業者の皆様へ

### 与論町物価高騰対応商品券利用可能店舗の募集について

本町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を緩和し、地元消費拡大、地域経済の活性化を資することを目的に、町内の店舗にて利用できる商品券事業を実施することとなりました。

つきましては、商品券利用可能店舗を募集いたしますので、登録申し込み方法、換金方法などの詳細については商工観光課までお問合せいただくか与論町ホームページをご確認ください。

また、事業説明会を下記のとおり行いますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

#### 記

- ・事業説明会:令和8年1月14日(水) 午後3時～ 役場多目的ホールにて
- ・登録店舗募集締切:令和8年1月30日(金) 役場 商工観光課まで
- ・提出書類:与論町物価高騰対応商品券支援事業商品券取扱店舗(特定事業者)登録申請書兼誓約書
- ・対象業種:小売店・飲食店・石油類販売業

※随時受付可能ですが、2月商品券配布開始時に店舗一覧を配布しますので、できるだけ1月30日までに必要書類の提出をお願いいたします。

#### 【商品券概要】

- ・商品券額:20,000円(1,000円×20枚/冊)
- ・商品券使用期間(予定):令和8年2月16日～令和8年7月31日
- ・換金申込期間(予定):令和8年3月1日～令和8年8月10日

(お問い合わせ先)  
与論町役場 商工観光課  
電話:0997-97-4902

## 海を楽しむ皆様へ 与論島の海を、次の世代へ残そう

与論島の周辺海域では海の資源が減少している問題に直面しています。その要因として地球温暖化などの地球規模での環境要因も考えられますが、大きな要因として「乱獲」が影響しています。

次世代に豊かな海を引き繋いでいくために海のルールとマナーを守り、海の資源・環境を守っていく必要があります。

「漁業権」とは？

一定の水面(漁場)において、一定の水産動植物を、一定の方法(漁具・漁法)により採捕又は養殖する権利です。この権利は、漁業協同組合が鹿児島県から取得しています。

遊漁者が「獲ってはいけないもの」知っていますか？

「遊漁者」とは、水産動植物を獲って生計を営む組合員などと区別して、魚を釣って楽しむ人のこと。

「漁業権」に定められている(一定の水産動植物)【組合員以外は採捕禁止】

※もずく ※スーナ ※アオサ ※サザエ ※夜光貝 ※シャコ貝 ※マキガイ(ティダラ)  
※タカセ貝 ※ホラ貝 ※クモ貝(ガギモー) ※タコ ※ウニ  
※伊勢エビ類 ※なまこ類(登録制)

「これらの水産動植物をとると漁業権の侵害として、100万円以下の罰金を科せられることがあります。」注)ナマコに関しては、3,000万円の罰則規定があります。

#### 遊漁者が使用できる漁具・漁法

- ① 竿釣り、手釣り、たも網
- ② 投網(船を使用しないものに限る)
- ③ やす・ほこ突き(発射装置のないものに限る)
- ④ 徒手による水産動植物の採捕(漁業権に定められたものを除く)

#### 遊漁者がしてはいけない漁具・漁法

- ① 潜水器を使用した水産動植物の採捕
- ② 水中銃を利用した水産動植物の採捕
- ③ 浮漁礁を利用した釣等
- ④ 刺網等(網を使った漁業)
- ⑤ トローリング等の曳縄

#### 禁漁サイズの規制

- ① さぎえ 6cm以下(殻の長さ)
- ② 夜光貝 600g以下
- ③ シャコ貝 10cm以下
- ④ イセエビ 13cm以下(目のくぼみから尻尾まで)

#### 禁漁期間・禁止漁業

- ① シラヒゲウニ 周年禁漁
- ② マキガイ(ティダラ) 周年禁漁
- ③ イセエビ(5月1日～8月20日)
- ④ イセエビ磯建網(全面禁止)
- ⑤ 磯建網(4月1日～10月31日)

#### 【お問い合わせ】

与論町漁業協同組合・与論島漁業集落・与論町漁協青年部  
TEL:0997-97-2221/FAX:0997-97-2047